

災害拠点病院の指定について

1. 災害拠点病院指定の考え方

災害拠点病院の指定については、平成 29 年度の当部会においてお示した考え方（資料 2-2）に基づき指定を進めています。

《参考 資料 2 - 2（抜粋）》

(2) 追加する考え方

「(1) 従来 of 考え方」では、災害対応が不十分であると考えられるため以下の考え方を追加します。

- 各圏域に 1 病院以上の指定を行います。
- 津波や液状化等の被害想定により、災害拠点病院の指定を受けている病院における、急性期対応が困難となる地域においては、その役割を代替することが可能な病院について指定を行います。
- 中規模病院しかない地域においては、複数の病院を指定し、互いに補完し合える体制を築きます。

【参考：対応が必要となる圏域】

- 桑名 : 地域には、中規模病院の三重北医療センターいなべ総合病院の 1 箇所しか指定を受けていません。
- 津 : 三重大学医学部附属病院の代替病院が必要となります。
- 南勢志摩 : 伊勢赤十字病院の代替病院が必要となります。
- 紀南 : 災害拠点病院が指定されていません。

これまでに対応が必要となる圏域のうち、平成 29 年度に三重中央医療センター（津圏域）及び紀南病院（紀南圏域）を指定しました。また、令和元年 9 月 13 日に市立伊勢総合病院（南勢志摩圏域）を指定しました。

2. 災害拠点病院の指定申請

令和 2 年 1 月 8 日に桑名市総合医療センター（桑名市寿町）から指定申請がありました。

災害拠点病院の指定要件（資料 2-3）を満たしているか確認を行ったところ、概ね達成している状況であり、かつ、未達成項目についても達成に向けた具体的な計画があること、また地域の状況からも指定が妥当と判断しています。

記

- (1) 病院名 桑名市総合医療センター（桑名市寿町三丁目 11 番地）

- (2) 開設者 地方独立行政法人桑名市総合医療センター 理事長 竹田寛
- (3) 病院長 市川 毅彦
- (4) 病床数 400 床
- (5) 申請年月日 令和2年1月8日
- (6) 現地調査日 令和2年1月31日
- (7) 指定要件達成状況 資料2-4のとおり
- (8) 県の意見

桑名圏域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）においては、三重北医療センターいなべ総合病院（いなべ市北勢町）を災害拠点病院に指定していますが、当圏域の人口の65%程度を占める桑名市から離れた場所に立地しています。

また当圏域では、南海トラフ地震への備えとともに、当圏域への被害が最も大きいと想定される「養老—桑名—四日市断層帯」による地震への注意も必要です。さらに、近年各地で甚大な被害もたらしている風水害等への対応など、様々な災害リスクを勘案すると、さらなる災害医療体制の充実を図る必要があります。当圏域に複数の災害医療の拠点を指定し互いに補完し合える体制を築くことが必要不可欠です。

桑名市総合医療センターは桑名市中心部に位置し、防災上の拠点となる桑名市役所や三重県桑名庁舎に1km以内と近く、第1次緊急輸送道路に指定されている国道1号線にも面していることや、医療従事者も充実していることから、当圏域の中核病院として災害時に大きな役割を果たすことが期待できます。

また、地域の実情に即した災害時の医療提供体制の整備について関係機関が協議を行う桑名地域災害医療対策部会においても、桑名市総合医療センターの指定について全会一致で推薦がなされています。

以上のような状況から、桑名市総合医療センターの災害拠点病院の指定は妥当と判断しています。